

山梨市特殊詐欺対策における自動通話録音機貸与事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、高齢者が居住する世帯に自動通話録音機（以下「機器」という。）を貸与することにより、特殊詐欺の被害の防止を図り、市民が安全で安心して暮らすことができるまちづくりの推進に寄与することを目的とする。

(対象世帯)

第2条 この事業の対象世帯は次に掲げる要件をすべて満たす者が居住する世帯とする。

- (1) 市内に在住していること。
- (2) 65歳以上の高齢者世帯あるいは、日中、高齢者のみ在宅する世帯であること。
- (3) 居住する住居に機器と接続することができる電話機が設置されていること。

(貸与手続等)

第3条 機器の貸与手続等は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 機器の貸与を申請することができる者は、対象者およびその家族とする。
- (2) 機器の貸与を希望する者（以下「申込者」という。）は、自動通話録音機貸与申込書（様式第1号。以下「申込書」という。）を山梨市長（以下「市長」という。）に提出するものとする。
- (3) 市長は、申込書の提出があったときは、申込者に使用者の身分証明書等の提示を求め、申込書の記入内容を確認し、機器を貸与することが認められる場合には、予算の範囲内において機器を貸与するものとする。
- (4) 貸与する機器の台数は、対象世帯1世帯につき1台とする。

(貸与期間)

第4条 機器の貸与期間は、機器の使用を終了する日までとする。

(被貸与者の遵守事項)

第5条 機器の貸与を受けた世帯に属する者（以下「被貸与者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 機器は、電話による詐欺や電話を使用した犯罪を未然に防止するためのもので、その他の用途による使用ならびに転貸および売却をしないこと。
- (2) 機器は、市の区域外で使用しないこと。
- (3) 機器は、貸与後、おおむね1週間以内に設置し、特殊詐欺の未然防止

に留意すること。

(貸与の取り消し)

第 6 条 市長は、次のいずれかに該当するときは、貸与を取り消すことができるものとする。

- (1) 第 2 条に規定する要件に該当しなくなったとき。
- (2) この要綱に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正な手段により機器の貸与を受けたとき。

(費用負担)

第 7 条 機器の貸与にかかる被貸与者の費用負担は無償とする。ただし、設置費用および貸与期間中の機器の使用にかかる電気料金、機器の故障等による修理費用は被貸与者の負担とする。

(機器の返却等)

第 8 条 被貸与者は、死亡、転出又はその他の理由により、対象世帯でなくなったとき、若しくは機器が不要となった場合は、市長に返却するものとする。

2 市長は、機器の返却を受けたときは、機器に録音された音声を再生及び復元ができない状態にするものとする。

(委任)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 28 日から実施する。